

総 務 経 済 委 員 会

招 集 年 月 日	令和 8 年 3 月 1 1 日					
招 集 の 場 所	湖西市役所 委員会室					
開閉会日時及び宣告	開 会	午前 1 0 時 0 0 分		委員長	相曾 桃子	
	閉 会	午前 1 1 時 3 7 分		委員長	相曾 桃子	
出席並びに欠席議員 出席 6 名 欠席 0 名 ○ ……………出席を示す ▲ ……………欠席を示す	氏 名		出 欠	氏 名		出 欠
	加藤 治司		○	相曾 桃子		○
	山本 晃子		○	柴田 一雄		○
	三上 元		○	神谷 里枝		○
説明のため出席した 者の職・氏名	市民安全部長		山本 健介			
	保険年金課長		山中 裕美			
	後期高齢者医療係長		中村 英倫			
	国保年金係長		藤田 由記子			
	健康増進課 健康づくり係長		高須 永味子			
職務のため出席した 者の職・氏名	局長	内山 浩二	書記	小林 勝美	書記	白井 麻貴
会議に付した事件	令和 8 年 3 月 定例会付託議案審査					
会議の経過	別 紙 の と お り					

傍聴議員：竹内議員、山本議員

総務経済委員会会議録

令和 8 年 3 月 1 1 日（水）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会

〔午前10時00分 開会〕

○加藤委員長

それでは、所定の定足数に達しておりますので、ただいまから総務経済委員会を開会いたします。

本日、竹内議員より傍聴の申出があり、当委員会に同席されますので報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、既に配付されております付託議案一覧表のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまから議案の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。質疑は一問一答式とし、答弁は要点を簡潔に述べていただきたいと思います。

なお、会議録作成のため、マイクのスイッチの入れ忘れのないようお願いいたします。また、職員が資料確認等のため、審査の最中に委員会室を出入りすることにつきまして、あらかじめ許可をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

出入りする職員におかれましては、審査の邪魔にならないよう静かに出入りするようお願いいたします。

最初に、市民安全部長、一言御挨拶をお願いします。

○山本市民安全部長 皆様、おはようございます。今日はよろしくお願いいたします。

先日、一般質問初日、代表質問いただきまして、ありがとうございました。まずは、そちらについてお礼申し上げます。ありがとうございます。

当日、自治会連合会の彦坂会長も傍聴に見えておりまして、質問の内容、それから答弁の内容も聞かれていかれました。終わった後にちょっと言葉を交わさせていただきましたが、市のほうと、それから議員さん、それから自治会連合会ともに手を取り合って、今後どういう自治会をつくっていくかというところについてはいろいろ考えていきたいということと、それから地域担当職員制度について今回御質問いただきましたけども、あれがいいのか悪いのか、悪いことはないと思うんだけど、ほかに代わるものがあるかもしれないし、そういったところも含めて、市のほうとしっかりと相談してやっていきたいと思うという言葉をいただいております。御報告させていただきます。また今後もよろしくお願いいたします。

本日は、3月11日、震災から15年でございますが、そんな日に特別会計のほう2つ、うちのほう、議案がございます。審議のほうをよろしくお願いいたします。

○加藤委員長 では、議案の審査に入らせていただきます。

審査は、議案第39号、議案第41号の順に行います。

初めに、議案第39号 令和8年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

議案書142ページから146ページ、令和8年度各会計予算に関する説明書の中の国民健康保険事業特別会計予算及び予算概要説明書66ページから77ページを御覧ください。

これより質疑を行います。

質疑は歳入全般と歳出全般にそれぞれ分けて行います。

初めに、歳入について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

山本委員。

○山本委員 1款1項、説明書4ページ、予算概要説明書68ページです。国民健康保険税に関してです。1人当たり平均4,278円の増額に関する理由と、そのことをどのような方法で市民の皆さんに周知し、理解を得るのか伺いたします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

予算作成時の被保険者見込数で除した被保険者1人当たりの税額は、令和7年度当初予算作成時が11万6,821円であったのに対し、令和8年度当初予算作成時は12万5,320円となっており、約8,500円の増額となっております。

増額の主な要因は2点です。1つ目は、子ども・子育て支援納付金分の増加によるもので、1人当たり約3,400円の増額、2つ目は、被保険者の課税所得の増加によるものでございます。令和8年度当初予算作成時における課税所得は、令和7年度当初予算作成時と比較して、医療分及び後期高齢者支援金分で約4,000万円、介護納付金分は1億7,000万円の増額となっております。予算概要説明書68ページの表中、1項1目3節の介護納付金分現年課税分の差引額が893万4,000円の減額と記載しておりますが、令和7年度当初予算作成時に予算額算出に用いる課税所得に誤りがあり、正しい計算でした場合には差引額は348万7,000円の増額となります。結果、課税所得額の増加に伴い全ての区分で税額が増加傾向となっております。

なお、令和8年度は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分につきましては、税率改定などはありません。子ども・子育て支援納付金分税率改定についての周知方法といたしましては、市広報紙及び市ウェブサイトにおいて、制度の概要や増額の背景を掲載いたします。併せて、納税通知書の発送時に子ども・子育て支援制度の周知のお知らせを同封し、税額改定の内訳として本納付金分が含まれていることをお伝えいたします。

以上となります。

○加藤委員長 山本委員、何かあります。はい、どうぞ。

○山本委員 すみません、基本的にちょっと私が違ってたということですね。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

1人当たりの増額分ですけれども、単純に差引き差額のほうを令和8年度の被保険者数で割るのではなくて、正しく、もし増減を見たい、比較したいということであれば、その時々被保険者数で割っていただくと、より正確な金額が出るかと思います。

以上です。

○山本委員 はい、分かりました。

○加藤委員長 よろしいですか。

○山本委員 はい。

○加藤委員長 じゃあ、次、神谷委員。

○神谷委員 同じところですか。1款1項1目になります。一般被保険者国民健康保険税のところ、国民健康保険税が4,092万9,000円増額とした根拠をお伺いします。

○加藤委員長 はい、保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

国民健康保険税歳入増額の主な要因といたしましては、子ども・子育て支援納付金の税率改定分の2,900万円の増加と被保険者1人当たり課税所得の増加に伴う国民健康保険税収入の増加が挙げられます。令和8年度当初予算作成時における被保険者課税所得は、令和7年度当初予算作成時に比較して、医療分及び後期高齢者支援金分で約4,000万円、介護納付金分は1億7,000万円の増額となっております。被保険者1人当たりの税額は、令和7年度当初予算作成時が11万6,821円であったのに対し、令和8年度当初予算作成時の子ども・子育て支援納付金分を含めた税額は12万5,320円、前年度と比較して8,500円の増額となっております。

以上となります。

○加藤委員長 ありがとうございました。神谷委員。

○神谷委員 1人当たり、どうしても子ども・子育て支援金の部分が結構響いているのかなという感覚は持っている

んですけども、8,500円増額していった。ちょっと申し訳ないんですけども、最後確認したいのが、説明会のときに被保険者数の人数、9,585人と聞いたような気がするんですけども、まず、その辺はいかがでしょうか。被保険者の減少と税率改正による増加を見込んでいるということで、被保険者数が9,585人と、たしかおっしゃったような気がするんですが、そこは減ってるという。

○加藤委員長 質問内容をもうちょっと明確に。神谷委員。

○神谷委員 被保険者数の、じゃあいいですか。すみません、人数。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

令和8年度当初の被保険者数見込数は9,558人を推計しております。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 分かりました。

国民健康保険全体で、人数が、加入者が減ってきているということですけども、やっぱり今御説明のあった税率改正によって、これだけ増額になりましたということで。はい、取りあえず承知しました。ありがとうございます。

○加藤委員長 次に質問ある方はおられますか。山本委員。

○山本委員 1款1項1目、説明書5ページ、予算概要説明書68ページ、国民健康保険税に関してです。後期高齢者支援金分現年課税分が649万7,000円増額の理由をお伺いします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、令和8年度において税率改定などを行わないことから、現行の税率で算出し予算計上しています。増額の主な要因としては、被保険者の課税所得の増加であります。

以上となります。

○加藤委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。ありがとうございます。

○加藤委員長 いいですか。

○山本委員 はい。

○加藤委員長 では、次の質問のある方はおられますか。神谷委員。

○神谷委員 子ども・子育て、制度改正があったということは承知しておりますけども、新規事業ですので、いま一度、この子ども・子育て支援納付金について少し分かりやすい説明をお願いしたいと思います。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

子ども・子育て支援納付金は、令和8年度から開始される子ども・子育て支援金制度に基づき、医療保険者が国に納付するものであります。本制度は、少子化対策として児童手当の拡充や妊婦支給給付、出生後休業支援給付などを実施するための財源を社会全体で支える仕組みであり、令和5年12月策定の「こども未来戦略」に基づく施策拡充を支えるものとなっております。被用者保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度の各医療保険者が、医療保険料と合わせて、子ども・子育て支援納付金分を徴収し、納付する仕組みとなっております。湖西市国民健康保険においては、運営協議会の審議を経て、所得割0.26%、均等割1,800円により賦課徴収を行うこととしており、令和8年度予算においてもこの税率により予算計上しております。

今後の動向ですが、国は、子ども・子育て支援納付金分の被保険者1人当たり負担額を、令和8年から令和10年度にかけて段階的に引き上げるとしていることから、県を通して徴収される事業納付金を賄うため、国民健康保険税に

においても税率改定を段階的に見直すことを予定しております。

以上となります。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 所得割が0.26%で均等割が1,800円ということで、均等割はこのまま令和12年までは同じという見通しなんですか。ここの数字がどのように段階的に変わっていくのかという見通しはお持ちでしょうか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

所得割、均等割の金額、税率につきましては、県から示される事業納付金を参考にさせていただき、また県の示す標準保険料率、そちらのほうを参考にさせていただき、今後決定していくものとなります。また、1,800円がそのまま維持されるかどうかは、その金額または税率のほうを見てみないとお答えができない状態です。

以上となります。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 そうしますと、国民健康保険に加入している人って、本当に年齢も高い方とか生活に苦しい方が加入をされているという状況の中で、ここの部分が令和12年度以降も多分続いていくんですけど、担当課としては、県のほうが示した数字を参考にという答弁だったんですけども、見通しなんて、まずは令和12年度にどのぐらいなんて見通しも持てないということですかね。納める側とすると、すごい負担が増えますよね、正直言いまして。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

子ども・子育て納付金につきましては、国が子育て施策に要する費用のほうを各被保険者に案分するものとなっております。つきましては、今、国のほうで示しているのは、あくまでも令和10年度までの負担見込額でありまして、令和12年度はまたこちらのほうも読めないものとなっております。

以上となります。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 分かりました。子供が減少しても変わらないってことですか。

○加藤委員長 よろしいでしょうか。

神谷委員。

○神谷委員 4款2項ですね。県支出金が前年度比4.2%減少となる根拠をお伺いします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

県支出金の増額の主な要因としては、3つ挙げられます。

1つ目は、医療給付費の実績に応じて交付される普通交付金、約1億5,000万円の減額で、減額の要因としましては、被保険者減少による医療給付費の減少が挙げられます。

次に、保険者努力支援分について約9,100万円の減額を見込んでおります。減額要因として、取組評価分が令和7年度から国予算のうち全国市町村への配分総額が500億円から400億円へと見直されたことと、事業費分につきましては、被保険者数の減少に伴う保健事業規模の縮小が挙げられます。

3つ目は、県繰入金について、約1,000万円の減額を見込んでおります。こちらは、被保険者数減少による保健事業実施件数の減少や全国収納率順位の低下などが影響しています。

以上となります。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 分かりました。

この保険者努力支援分というところが頑張って、何ていうんですかね、みんな元気に暮らしていけるような政策を打ってきたと思うんですけども、900万円ぐらい減額ということで、令和8年度は令和7年度に取り組んできたことでやれなくなるようなことってあるんですかね。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

令和8年度に実施できなくなるような事業は特にありません。

以上となります。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 分かりました。ありがとうございます。

○加藤委員長 では、次、神谷委員。

○神谷委員 6款1項です。出産育児一時金等繰入金というのが、他会計からの繰入金を廃止した理由をお伺いします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

出産育児一時金に係る一般会計からの繰入金を廃止した理由は、制度改正により出産育児一時金に係る財源構成が見直されたためです。具体的には、令和8年度より後期高齢者医療制度からの出産育児一時金の財政支援措置「出産育児交付金」が全面的に導入されることとなりました。このことに伴い、これまで一般会計から繰り入れていた財源及び当該繰入金に係る地方財政措置が廃止されることになります。この制度変更により、出産育児一時金に要する費用は、原則として保険税及び出産育児交付金により賄う仕組みに改められました。そのため、従来行っていた一般会計からの繰入れは廃止しております。

以上となります。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 ちょっと確認させてください。制度改正があったということ、後期高齢者医療制度のほうから繰り入れるとおっしゃいましたかね。ちょっとごめんなさい、そこが自分の中でちょっと分からない。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

令和6年度から、後期高齢者医療制度におきましても、出産育児交付金として納付する分が保険料から徴収されております。そちらを国のほうに納め、国が出産育児一時金の支給件数に応じた金額を各被保険者のほうに交付する形となります。

以上となります。

○加藤委員長 よろしいでしょうか。神谷委員。

○神谷委員 いいです、よく分かんない。取りあえず。

○加藤委員長 じゃあ、ここでちょっと私、委員として質疑したいんで、暫時、副委員長と交代します。

○相曽副委員長 それでは暫時、委員長の職務を行います。

質疑を行います。

加藤委員。

○加藤委員長 6款2項1目の基金繰入金ですけども、1億200万円増加した要因を教えてください。

○相曽副委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

要因としましては、県基金充当廃止に伴う事業費納付金の増加に加え、出産育児一時金に係る一般会計からの繰入

れが廃止されたことに伴う歳入不足への対応となります。なお、歳入不足分につきましては、令和9年度以降に今後の財政状況を踏まえ税率改定を行うことを考えております。

以上となります。

○相曽副委員長 加藤委員。

○加藤委員長 で、令和9年度以降、税率がどのぐらい変わりそうなんですか。

○相曽副委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 現時点で財源不足して見込まれるものとしては、まず県基金充当分の廃止による影響額は、被保険者1人当たり1万3,000円、これに加え、医療費の増加に伴うものが5,000円から1万円、さらに子ども・子育て支援納付金分が1人当たり1,000円、出産育児一時金の一般会計からの繰入れが廃止になることに伴いまして1,000円ほどの不足が生じております。合計しますと、1人当たり2万円から3万円の金額不足となるものですから、そちらの税額改定のほうを考えておりますが、また来年度につきまして、その金額のほうは精査してまいりたいと考えております。

以上となります。

○相曽副委員長 加藤委員。

○加藤委員長 来年になってみないとよく分からないと、確定しないということですね。了解しました。

○相曽副委員長 神谷委員。

○神谷委員 すみません。今のところで、県の基金のほうも入ってということでは承知しているんですけど、この金額というのは、不足分に対しては上限がないと言うと変ですけども、そういう辺の定めというのはどうなってるんでしょうか。

○相曽副委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

増加額の上限というものはございません。ただ、こちらとしては、やっぱり急激な増加というところは避けたいというところがありますので、さらに市の基金のほうを取崩し、その税額の上昇を緩和させるようなことも検討はしていきたいとは考えております。

以上となります。

○相曽副委員長 神谷委員。

○神谷委員 1億4,000万円取り崩すと、あと幾ら残金になる見込みでしょうか。

○相曽副委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

令和8年度の残高といたしましては3億4,000万円の残高を見込んでおります。

以上となります。

○相曽副委員長 神谷委員。

○神谷委員 3億4,000万円で広域化も図られていく中で、いろいろやっていくと、そんなに厳しい体制になることは間違いということですよ。取りあえず分かりました。

○相曽副委員長 それでは、委員長と交代します。

○加藤委員長 じゃあ、歳入全般で何か質問のある方。柴田委員。

○柴田委員 歳入全般の中から、主に1款1項1目の関係の国民健康保険税に関連することでございますけれども、今回、子ども・子育て支援納付金等もございまして1人当たりの増額も発生してくるわけですけど、そういった中でこういった税額の最終的な決断のところに市としての裁量というのがどの程度認められているのかというのと、あと近隣市町と比較して湖西市の国民健康保険税の金額の水準というのが、およそどういった形になっているのか、お答

えできる範囲で構いませんのでお答えいただけますでしょうか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

子ども・子育て支援金分の増額につきましては、市の裁量でできることといたしますと、市の基金を取り崩して、その増額分を抑えるという手段はあるかと思えます。

子ども・子育て支援金分の税率のほうですけど、各市町、まだ上程前の状況となっておりまして、先日ちょっと参加させていただいた課長会議での、ちょっと口頭での情報となりますけども、お聞きした中で真ん中ぐらいというような状況でした。

以上となります。

○加藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○加藤委員長 ほかに歳入全般でありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 では、次に歳出について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 私がまた質問したいんで交代します。

○相曽副委員長 それでは、暫時、委員長の職務を行います。

質疑を行います。

加藤委員。

○加藤委員長 1款2項1目の賦課徴収費ですけども、賦課徴収費が483万5,000円の増加の要因を伺います。

○相曽副委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

増加の主な要因は、令和7年度当初より会計年度任用職員を2名増員したことにより、報酬費420万8,000円の増額となっております。1名は育休取得職員の代替、半年の雇用となっております。もう一人は令和7年度当初予算からの増員分となっております。

以上となります。

○相曽副委員長 加藤委員。

○加藤委員長 意味がちよっと。令和7年度当初予算からの増員ってどういう意味ですか。

○相曽副委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

令和7年度と令和8年度を比較いたしますと、令和7年度4月当初は、正規職員配置換えの職員として会計年度任用職員を1名雇用しております。そちらの職員のほうは、令和8年度も継続しての雇用となります。今回、報酬費増額分の職員といたしましては、育休取得職員の代替として半年分を1名、さらにもう一人追加で令和8年度から雇用する者は1名となります。

以上となります。

○相曽副委員長 加藤委員。

○加藤委員長 追加で雇用する理由は何でしょうか。

○相曽副委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

増員の理由は、市民への対応や業務量の増加に対応するためです。繁忙時間帯における窓口での待機時間が長くな

る傾向があり、これを改善するために増員が必要となりました。繁忙期の待ち時間は15分ほどですが、職員の増員により時間を短縮できることを見込んでおります。

以上となります。

○相曽副委員長 加藤委員。

○加藤委員長 これは、決裁は部長がするんですか、増員とかの。

○相曽副委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

部長も決裁をしますし、総務課のほうのヒアリングも行った上での増員となります。

すみません。先ほどちょっとお伝えできなかったんですけども、やはりマイナンバーカードの保険証の一体化、それから令和9年度に向けて標準化の移行準備作業をしておりますが、こちらのほうに対しても作業のほうが増加しているというところもありまして、1人増員のほうを要求したところであります。

以上となります。

○加藤委員長 はい、了解しました。

○相曽副委員長 それでは、委員長と交代します。

○加藤委員長 では、次、相曽委員。

○相曽副委員長 同じところで粗々分かったんですけども、少し改めて。会計年度任用職員の報酬が711万1,000円というところで、何人分かというところと業務内容を伺います。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

会計年度任用職員は3人分計上しており、内訳といたしましては7.5時間勤務が2人、6時間勤務が1名となります。そのうち、1名は継続して正規職員からの配置換え、1名は育休代替、半年分の雇用、残り1人は増員分となります。主な業務内容は、窓口業務や電話対応、データの入力作業、それから標準化移行作業、準備作業、それから最近ちょっと多いんですけども、マイナンバーと保険証のひもづけのサポート業務などとなります。

以上となります。

○加藤委員長 相曽委員。

○相曽副委員長 そのマイナンバーに関わる作業に関しては、人件費は国からとか何か出たりしているのでしょうか。それとも、もうあくまで市の予算のほうから出るという考えでいいのでしょうか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

こちらのほうは補助対応ではなく、市の予算から歳出するものとなります。

以上です。

○加藤委員長 相曽委員。

○相曽副委員長 理解しました。終わります。

○加藤委員長 次に質問のある方おられますか。山本委員。

○山本委員 2款2項1目一般被保険者高額療養費です。減ること自体は大変喜ばしいと思うんですが、被保険者が減ったことによる3,000万円減額の積算根拠をお伺いいたします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

令和8年度予算において一般被保険者高額療養費が前年度より減額となった理由といたしましては、予算歳出の際に用いる過年度の高額療養費伸び率の実績の増減によるものです。

高額療養費につきましては、例年、予算算出年度の前年決算見込額に直近3年間分の対前年度伸び率の平均を乗じて算出しております。例えば、令和8年度予算ですと、令和7年度決算見込額に令和4年度から令和6年度の平均伸び率を掛けて算出しております。令和7年度当初予算作成においては、令和5年度の高額療養費の伸び率が例年と比較して倍近い水準となり、継続して高額療養費が増加となった場合の予算不足が懸念されたことから、令和6年度の決算見込額に令和5年度の伸び率を乗じて算出したところ、前年度予算より6,000万円の増額となりました。その後、令和6年度の伸び率につきましては例年並みの水準に落ち着いたことから、令和8年度予算については、例年どおり直近3年間の伸び率を乗じ、さらに被保険者減少見込みを反映した上で算出したところ、前年度より3,000万円の減額となりました。

以上となります。

○加藤委員長 山本委員。

○山本委員 ごめんなさい、ちょっとよく分からないんですけども、その高額療養費って割とその年度で差があるものなんですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

年度間で大幅に、特に医療費ですけども、年度間で増減はするものとなります。

以上です。

○加藤委員長 山本委員。

○山本委員 その主な理由ってどういったことですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

突発的な病気や手術などが原因とは思うんですけども、最近は高額薬剤の開発普及がありまして、やはりそういったところを受けられるような方がいらっしゃいますと医療費が増加するというのが原因の1つとして考えられます。

○加藤委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。ありがとうございます。

○加藤委員長 また、ちょっと委員として質疑したいんで、副委員長と交代します。

○相曽副委員長 委員長の職務を行います。

加藤委員。

○加藤委員長 2款3項2目の出産育児一時金ですけども、250万円減額の要因を伺います。

○相曽副委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

出産育児一時金につきましては、過去5年の実績を基に算出しております。令和2年度から令和6年度までの平均出生数は22.4件となっております。この実績を踏まえ、令和8年度予算につきましては、令和7年度計上件数から5件減の25件で計上いたしました。算出に当たりましては、市全体の出生件数や母子手帳の交付件数なども参考にして算出しております。

以上となります。

○相曽副委員長 加藤委員。

○加藤委員長 了解しました。終わります。

○相曽副委員長 それでは、委員長と交代します。

○加藤委員長 では、次の質問ある方はおられますか。神谷委員。

○神谷委員 3款1項1目の一般被保険者医療給付費分ですね、これが県の国民健康保険特別会計納付金が9,216万

6,000円も増額になった理由をお伺いします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

県国民健康保険特別会計の納付金増額の主な要因は次のとおりです。1つ目は県基金の充当廃止、2つ目が1人当たり医療費の増加、3つ目が診療報酬の改定、4つ目が医療費指数反映係数の引下げ。以上により、一般被保険者医療給付費分の納付額の増額を見込んでおります。

以上となります。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 今、御答弁の中で、充当を廃止するというのは、先ほど来、言ってますように、県の基金がなくなったから廃止していく。あと、医療指数反映により増えたということの解釈で、まずはいいいですかね。そこにちょっと、医療指数反映というところをちょっと分かりやすく御説明願えますか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

こちらのほうですけども、県広域化に伴い、これまでは納付金の算定の際に、1人当たり医療費が低い市町村につきましては、納付金を軽減して安く納付していたところなんです。こちらのほうが、広域化に伴いまして医療費水準を反映しない形の納付金算定方法と変わって、今年度より納付金が徐々に、湖西市の場合は医療費支出が低いものですから、それが反映しない形となりますと納付金が増額しているところなんです。こちらのほうの医療費指数の反映をしない計算方式ですけども、令和11年度までの5年間をかけて調整をしていくものとなっております。

以上となります。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 去年も言ったと思うんですけども、水準が低いところが上がってくるところがなかなか受け入れ難いというか、理解し難いところで、広域化にするということですので仕方がないんですけども、といったところですね。実際に納めるというのは、市がある程度、市の実情を踏まえて判断できるんですかね。そういったことを、例えば国民健康保険審議会に諮って決めて認めてもらって、こういう流れになっているのか。市の裁量が利く部分なんですかね。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

県納付金の算定のほうが、県が金額を算定しておりまして、市のほうの裁量で何かできるというものではありません。こちらのほうの医療費水準を反映しないという納付金の算定方法ですけども、こちらのほうは国の方針によるものでございます。県独自にやっているものというものではありません。

以上となります。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 ちょっとごめんなさい、自分が調べた内容と今の答弁が食い違っていたものですから、ちょっと理解できなかったんですけども。取りあえず、とにかくこの保険料決定とか、いろいろに関しても裁量は利かないということですね。いいです。分かんない。

○加藤委員長 じゃあ、次の質問ある方。柴田委員。

○柴田委員 3款4項1目の子ども・子育て支援納付金分でございますけども、納付金の金額算定式と算定に使われた基礎データをお伺いいたします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

子ども・子育て納付金の算定につきましては、県がまず都道府県全体に必要な支援金額を算出し、その後、市町村ごとに納付金が配分されます。具体的に、市町村ごとの納付金額は、所得総額、被保険者数などを基に案分して算出されます。案分後、所得係数や調整係数、応能・応益シェアの具体的指数が反映され、最終的な納付金となります。

以上となります。

○加藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 そうすると、本当に国県から下りてきた数字であって、特に市の裁量がないということによろしかったでしょうか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

市の裁量はなく、市のほうから被保険者全体の総所得額、被保険者数のほうを報告させていただき、それを基に県のほうが取りまとめ、計算をするという形になっております。

以上となります。

○加藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 分かりました。ありがとうございます。

○加藤委員長 次に。神谷委員。

○神谷委員 歳入より390万1,000円増額となっております。理由をお伺いします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金分以外の歳入といたしまして、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金、産前産後所得均等割保険税繰入金及び未就学児均等割保険税繰入金、以上3つを合わせ約400万円を見込んでおります。これらの歳入と国民健康保険税子ども・子育て支援納付金分現年課税分2,928万2,000円と合わせ、子ども・子育て支援納付金に係る納付金を満たす見込みとなっております。

以上となります。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 分かりました。ありがとうございます。

○加藤委員長 じゃあ、次に質問のある方、お願いします。柴田委員。

○柴田委員 6款2項1目の特定健康診査等事業費でございますけども、特定健康診査の受診率の現状と目標をお伺いいたします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

特定健診の受診率は、令和4年度44.9%、令和5年度40.5%、令和6年度39.3%でした。湖西市の受診率は県平均を上回っていますが、年々低下しています。

特定健診受診率の目標はデータヘルス計画で定めており、国の目標60%を計画期間終了の令和11年度の目標値として設定しており、令和6年度は47.5%、令和7年度は50%、令和8年度は52.5%となっております。令和6年度の受診率は目標値に達成していない状態となっております。

以上となります。

○加藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 分かりました。ありがとうございます。

○加藤委員長 次に質問のある方。相曽委員。

○相曽委員 同じところですけども、受診率が低迷していると思いますので、令和8年度の改善策は何かを確認し

ます。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

令和8年度は、職域からの健診結果受領先を増加させる取組に力を入れ、受診率の向上を図っていくことを考えております。

以上となります。

○加藤委員長 相曽委員。

○相曽委員 それはいわゆるみなし受診も認めるという考えですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

委員おっしゃるとおりで、職域からの受診結果のほうもみなし受診とみなしていく予定です。

以上です。

○加藤委員長 相曽委員。

○相曽委員 そうしますと、目標値は何とかクリアできそうという見込みなんでしょうか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

目標値達成ですけれども、今現状が目標値から見て大分低い状態となっておりますので、達成できるかはちょっと不明ですけれども、改善は図られると考えております。

以上です。

○加藤委員長 相曽委員。

○相曽委員 被保険者の年齢を考えて、あまり若い人はいらっしやらないような多分状態だと思いますので、年齢層に合った対策をしていかないとなかなか受診率は上がらないかなと思いますので、みなし受診をまだこれからしていくということなので、なかなかどうなるか見えないかなと思いますけれども、予防に力を入れていただけたらと思います。

すみません、意見を言ってしまいました。終わります。

○加藤委員長 じゃあ、次に質問のある方どうぞ。神谷委員。

○神谷委員 今のところに関連して、概要説明75ページのところで、U-39健診業務の予算も111万円計上されているんですけど、これ対象人数が何人ぐらいで、目標値というか、そういう部分っていかがなんでしょうか。

○山中保険年金課長 すみません、お時間いただいてもよろしいでしょうか。

○加藤委員長 はい。長くかかるようでしたら休憩しますけど。神谷委員。

○神谷委員 じゃあ、別の質問をやりますかね。

○加藤委員長 はい。神谷委員。

○神谷委員 同じところですね。6款2項1目12節のところで、同じ75ページの上段に、尿中アルブミン定量検査の2次検査を実施するというふうに、これまずは新しい取組として捉えてよろしいでしょうか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

新規事業となります。

以上となります。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 新規事業に取り組むということになった経緯とか目的をお伺いします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

令和8年度から実施予定の特定健診の2次検査として、尿中アルブミン定量検査が導入されることが、湖西市糖尿病性腎症重症化予防プログラム検討会において協議されました。この検査は糖尿病治療を受けている方に実施され、尿中に排出される微量のたんぱく質を確認することができ、糖尿病性腎症の早期発見につながるものです。尿中アルブミン定量検査によって、微量アルブミン尿が検出された段階で専門医への紹介が可能になることから、プログラムに明記されています。

以上となります。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 すみません。それに対する予算計上の内訳なんかはいかがですか。そこまで細かくは無理ですかね。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

医療機関に払う委託料として1件1,500円を計上しております。被保険者からの自己負担は無料となります。

以上となります。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 1件1,500円で何人分ぐらい見込んだんでしょうか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

150人分を見込んでおります。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 了解しました。

○加藤委員長 先ほどの何か調べたのは分かりましたか。保険年金課長。

○保険年金課長 申し訳ありません。もう少しお時間いただいてもよろしいでしょうか。

○加藤委員長 じゃあ、先。神谷委員。

○神谷委員 もしあまり時間がかかるようでしたら、後から教えていただいても構いませんけども。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 すみません。お言葉に甘えて、後ほど御報告のほうさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○加藤委員長 はい、分かりました。

じゃあ、ほかに質問はございませんか。山本委員。

○山本委員 すみません、特定健康診査等事業費の件なんですけど、この特定健康診査等の受診率が低いと医療費が上がるという、そういったデータってあるんですか。医療費に反映しているのかとか。

○加藤委員長 はい、保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

特定健診が医療費の増加につながるかどうかというところにつきまして、根拠というか、エビデンスはないものとなりますけれども。ただ、早期発見につなげ、医療費を抑制することは可能だと考えております。

以上となります。

○加藤委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。

○加藤委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 ないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第39号 令和8年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。

11時10分まで休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○加藤委員長 それでは会議を再開します。

続きまして、議案第41号 令和8年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

議案書150ページから153ページ、令和8年度各会計予算に関する説明書の中の後期高齢者医療事業特別会計予算及び予算概要説明書86ページから90ページを御覧ください。

これより質疑を行います。

質疑は歳入全般と歳出全般に分けて行います。

それでは、初めに歳入について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

山本委員。

○山本委員 1款1項1目、説明書4ページ、予算概要説明書88ページ、保険料です。後期高齢者保険料は、1人当たり幾らの見込みで幾ら値上がりする想定なのかお伺いします。また、どのような方法で周知し、市民の皆さんに理解を求めるのか。そして、今後何年ぐらいこの傾向が続くと見込まれるのか、お伺いいたします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

後期高齢者医療制度は、静岡県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、保険料の決定、医療給付などを行い、市町は申請届出の受付、資格確認書などの交付、保険料の徴収など窓口業務を行っています。保険料率の改定につきましては静岡県後期高齢者医療広域連合が決定しますが、静岡県後期高齢者医療広域連合の方針といたしましては、医療分の保険料率は2年ごと、子ども・子育て支援金分については令和8年度から令和10年度にかけて毎年見直すこととしています。令和8年度1人当たり保険料は、子ども・子育て支援金分を含め9万1,700円を見込んでおり、令和7年度見込額8万7,700円から4,000円の増額であります。

保険料改定の周知方法といたしましては、市広報紙、ウェブサイトへの掲載、LINE配信を予定しているほか、7月の年次更新の際、保険料率の説明も記載されている小冊子を同封する予定です。

今後の見通しといたしましては、1人当たり医療費が増加傾向にあること、また国が令和8年度から令和10年度にかけて子ども・子育て支援金の負担金を段階的に上げていく方針を示していることから、今後も1人当たり保険料の増加傾向が続くことを見込んでおります。

以上となります。

○加藤委員長 山本委員。

○山本委員 今後もということでしたが、何年ぐらいとかはお分かりにはならないですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

やはり1人当たりの医療費の増額というところが大きい要因となりますので、1人当たりの保険料がいつまで増加するということにつきましては見込めないものとなります。

以上となります。

○加藤委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。ありがとうございます。

○加藤委員長 次に質問のある方。柴田委員。

○柴田委員 同じところの保険料の関連することでございますけども、収納率の推移と目標をお伺いいたします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

現年分収納率の推移といたしましては、令和7年度7期分納期時点において95.28%、前年同時期より0.36%の減となっております。目標収納率といたしましては99.9%を目標としております。

以上となります。

○加藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 分かりました。終わります。

○加藤委員長 次に質問のある方おられますか。3番、神谷委員。

○神谷委員 先ほどの山本委員のところで答弁あったかと思うんですけども、いま一度、9,207万5,000円増額と見込んだ根拠をお伺いします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

保険料の算出根拠といたしましては、静岡県後期高齢者医療広域連合の試算結果を基に計上しております。主な増額要因といたしましては、被保険者の増加と保険料率の改定が挙げられます。被保険者数においては、令和8年度末時点1万151人を見込んでおり、令和7年度末時点の見込数から209人の増加を見込んでおります。また、1人当たり保険料においては、令和8年度は9万1,700円を見込んでおり、令和7年度から4,000円の増額であります。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 ありがとうございます。

ついでに関連してよろしいですか。今のところの関係でお聞きしてもよろしいですか、保険料のところ。

○加藤委員長 じゃあ、どうぞ。神谷委員。

○神谷委員 同じく保険料のところの概要説明に、保険料を納めるには特別徴収と普通徴収があつて、普通徴収が令和7年度よりも6,000万円ですかね、ぐらいいく増えている、6,470万7,000円、こうなっているんですけども、これはやはり新たに後期高齢者医療制度に入った人の半年は普通徴収でしたかね。何かそういったルールがあつて、ここの部分がこんなに、6,400万円も普通徴収のほうが増えていく見込みという捉え方なんでしょうか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

保険料の増額についてですけども、1人当たりの保険料の増加によるものであると考えております。増加要因とい

たしましては、年間の年金の支給額と、それから最近、定年延長というところもありまして、働く高齢者の方も増えているということも要因の1つであると考えております。

すみません。あと、それから、料率改定ですね、その3点が要因となると考えております。

以上となります。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 御答弁いただいたんですけども、特別徴収と普通徴収の方法があるんですけども、いま一度その説明をお願いします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

特別徴収に至るに当たっては、条件があります。まず1つ目は、介護保険料が特別徴収であること、それから2つ目が年金の支給額が18万円を超えていること、それから年金の支給額から介護保険料のほうの2分の1を超えていないことが条件となります。

以上となります。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 私が制度を勘違いしていたということですね。後期高齢者医療制度に入ると、何か数か月間置かないと特別徴収にできない、何かあったような気がしたものですからお聞きしましたけども、それは関係ないという、そういう解釈でいて、6,470万7,000円増えたというのが、今のいろんな税率改正とかあって金額が増えました。私は、ちょっと普通徴収よりは早く特別徴収のほうで、先ほど来、同僚委員も質問がありましたけども、収納率の関係からいくと、そっちのほうが確実かなと思って、ちょっと普通徴収のほうの金額が増えていたものですから、その移行の具合をお聞きしようかなと思ったんですけども。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

神谷委員のおっしゃるとおり、特別徴収のほうの収納率がいいという現状のほうがあります。あと、それから年齢到達時ですけれども、手続の関係から数か月、3か月ほどは普通徴収、そこから原則は後期高齢者医療制度の方は特別徴収となりますので、先ほどの条件に合致した方、皆さん特別徴収へと自動的に、御本人のお届けなく自動的に移ります。

以上となります。

○神谷委員 了解です。

○加藤委員長 次に質問のある方。柴田委員。

○柴田委員 同じ歳入の1款1項1目のところの3節ですけども、滞納繰越分普通徴収保険料のところですけども、滞納繰越分普通徴収保険料の収納率の見込みをお伺いいたします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

滞納繰越分普通徴収保険料の収納見込みといたしましては、目標収納率の40%を見込んでおります。物価高騰の中、1人当たり保険料が増加することについて、高齢者の負担が増し、収納率に影響することが考えられます。今後の目標収納率の達成は年々厳しくなることが見込まれていますが、収納率対策を行い、収納率の維持・向上に努めるほか、滞納処分をすることによって生活を著しく困窮させることがないよう、執行停止を行うなど適切に判断して行ってまいりたいと考えております。

以上となります。

○加藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 分かりました。ありがとうございます。

○加藤委員長 次、質問のある方はおられますか。神谷委員。

○神谷委員 3款1項1目2節保険基盤安定繰入金のところですか。保険基盤安定繰入金の保険料軽減分が増額となった理由をお伺いします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

保険基盤安定繰入金は、低所得者、被扶養者などに対する保険料の軽減分を国県市町で負担しており、その費用を一般会計から繰り入れるものであります。保険基盤安定繰入金の保険料軽減分が増額の主な理由といたしましては、被保険者数の増加と保険料率の増額改定、軽減基準所得の拡大によるものです。

以上となります。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 低所得者対応で、軽減所得の拡大ということですが、これに該当する方って何人ぐらいを見込んでこの数字を計上しているかなんて分かりますか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

低所得者の軽減には、7割、5割、2割の3段階があります。7割軽減につきましては2,887人、5割軽減が1,718人、2割軽減が1,557人、低所得者の軽減を受ける者が6,162人、被保険者見込数は9,993人となりまして、全体の61.7%が軽減対象になることを見込んでおります。

以上となります。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 ありがとうございます。

もしお答えできればですけども、こういった方の中に外国籍の方とか、そういう状況というのは把握は難しいんでしょうか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

今、保険のデータ上にその国籍別の項目がありませんので、外国人の方がこのうち何人含まれているかというところは私たちも把握はできない状態となっております。

以上です。

○神谷委員 了解しました。

○加藤委員長 ちょっと質問、代わりますのでお願いします。

○相曽副委員長 それでは、委員長の職務を行います。

加藤委員。

○加藤委員長 保険料全般のところですけども、被保険者の増加人員と現在の人員、また令和9年度の増減の予測を伺います。

○相曽副委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

現在の被保険者数は、令和8年1月末時点で9,866人となっております。今後の増加見込みといたしましては、令和7年度末時点で前年比334人の増加で、9,942人となり、令和8年度末時点で前年比209人の増加で、1万151人、それから令和9年度末時点においては前年度比199人の増加で、1万350人を見込んでおります。

以上となります。

○相曽副委員長 加藤委員。

○加藤委員長 ピークを迎えるのは、いつ頃でしたっけ。

○相曽副委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

ピークですけれども、令和12年をピークに、現在から600人ほどの増加を見込んで、その後は緩やかに減少していくことを見込んでおります。

以上となります。

○相曽副委員長 加藤委員。

○加藤委員長 分かりました。ありがとうございました。

○相曽副委員長 それでは、委員長と交代します。

○加藤委員長 じゃあ次の質問ある方はお願いします。

これで歳入が全般、終わりますので、歳入全般について何か御質問のある方はおられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 なければ、歳出の質問をお願いします。神谷委員。どうぞ。

○神谷委員 1款1項1目の一般管理費ですけれども、標準化システム導入の進捗状況をお伺いします。

○加藤委員長 課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

後期高齢者医療システムの標準化移行につきましては、移行作業の遅れが生じていることから、基幹情報システムの移行時期と合わせて、令和8年1月の稼働から令和8年11月に延伸することとなりました。進捗状況につきましては、現在、ガバメントクラウドの環境構築作業や端末の設定作業が完了し、システム構築途中であることから使用できる機能が限られますが、本番環境とテスト環境の両方を確認できる状況になっております。

以上となります。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 令和8年の11月からは、もうちゃんとこのシステムが稼働できていくようになるという解釈をされていてよろしいですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

現在、令和8年の11月の稼働に向けて移行作業を進めているところです。11月に稼働できると考えております。

以上となります。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 了解です。

○加藤委員長 次の質問、お願いします。神谷委員。

○神谷委員 同じところですね、一般管理費の中に、臨時で子ども・子育て支援金制度対応システム改修業務が123万2,000円計上されております。これ、業務委託料ということだと思うんですけども、こちらのシステムについては各自治体で対応していくということなんでしょうか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

現在、市が使用しているシステムは2つあり、1つは各市町で個々に契約している賦課・収納業務システム、もう一つは広域連合と各市町を回線でつないだ統一システムで資格、給付システムがあります。今回、子ども・子育て支援金制度対応システム改修が必要となるものは、前者の市町ごとに契約している賦課・収納業務システムとなります。

そうしたことから、各市町が負担するものとなります。

以上となります。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 了解です。

○加藤委員長 はい、分かりました。

じゃあ、次、質問のある方。相曽委員。

○相曽副委員長 1款1項1目18節のところの後期高齢者医療広域連合納付金の増加の要因を伺います。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

県後期高齢者医療広域連合負担金の内容といたしましては、県広域連合の運営に係る費用の一部を高齢者割、人口割、均等割の按分率により、県内35市町で負担するものです。増額の主な理由といたしましては、被保険者増加に伴う郵便料、振込手数料などの経費の増加、それから大きなものとしてはシステム運用経費などの増加があります。

以上となります。

○加藤委員長 相曽委員。

○相曽副委員長 その広域連合の負担率というのは、この35市町で平等というか、均等に決まっていて、それを人数で掛けて計算するという考えなんでしょうか。市町で多少掛け率が違うとかはあるんでしょうか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

まず、負担金のほうですけれども、均等割がその負担金の50%、人口割が負担金の40%、均等割の部分が10%という決めがあります。その中で、均等割のほうは同一に請求されるものになりまして、高齢者割と人口割のところは各市町の高齢者の人数、それから総人口の人数に案分されて請求を切るものとなります。

以上となります。

○加藤委員長 相曽委員。

○相曽副委員長 理解しました。終わります。

○加藤委員長 次に質問のある方、おられますか。柴田委員。

○柴田委員 1款2項1目の徴収費のところでございますけれども、先ほど私が収納率の見込みのところ質問にお答えしていただいた中で、物価高騰というものが高齢者の負担能力にも影響しているというようなお話もあった中で、納付の支援策と、また特別徴収と普通徴収の割合の推移が分かれば教えてください。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

納付支援のほうですけれども、保険料納付が困難な場合には、生活状況に応じた分割納付の提案、それから納付計画の作成支援を行っております。また、納付相談の中で著しく生活が困窮していると判断される場合には、本人に公的支援の希望を聞き取った上で担当課のほうにつなぐということもしております。

特別徴収と普通徴収の割合といたしましては、令和7年度本算定時、特別徴収は83.1%、前年比0.7%増加、普通徴収は16.9%、前年比0.7%の減少であります。

以上となります。

○加藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 なかなか困窮している方から徴収というのも非常に難しいことだと思いますので、しっかりそういった方に寄り添った支援をしていただけたらなと思っております。

終わります。

○加藤委員長　じゃあ、次の質問のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長　ほかに歳出全般で質問のある方、おられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長　じゃあ、ないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長　これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号　令和8年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告は正副委員長において作成させていただきます。御了承ください。

以上で、総務経済委員会を終了いたします。

〔午前11時37分　閉会〕

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 加藤 治 司